

# 小諸すみれ通信

K O M O R O S U M I R E N E W S

平成30年4月2日改訂（内容は随時更新いたします）

ソーシャルワーカー / 医療福祉相談室



## ～福祉医療制度について～

### ① 福祉医療とは？

病院で保険医療を受けた場合、精神科に限らず、病院・歯科医院・薬局で支払った医療費の自己負担分を、手数料を除き支給する制度です。

※ 福祉医療受給者証は持っているだけでは適用されません。  
病院の窓口で提示した上で、はじめて適用になります。

### ② どんな人が対象になるのでしょうか？

主に乳幼児、児童、障がい者、母子・父子家庭の方が対象になりますが、各市町村で対象となる方に違いがあります。現在取得している手帳の等級や所得によって、利用できる方とそうでない方にわかれます。

⇒私は手帳を持っているけれど、利用できないの？と疑問に思っている方はソーシャルワーカーか市町村福祉課の窓口で確認してみることをお勧めします。

### ③ 手続き方法は？

もし、福祉医療制度が利用できるのに利用していないという方は以下のものを準備して手続きをしてください。

【必要なもの】

- ① 印鑑
- ② 保険証
- ③ 預金通帳など口座の確認ができるもの
- ④ 障害者手帳など受給資格が確認できるもの
- ⑤ マイナンバー確認書類（マイナンバーカード、通知カード）



#### ④ どういった形で支給されるの？

受診した月から2～3カ月後に登録した口座に振り込まれます。  
(通帳に福祉医療と記帳されます。)

#### ⑤ 手数料とは？

病院から請求書が一枚発行されるごとに500円かかります。そのため、医療費が500円以下だと福祉医療での支給がありません。(診断書料金は対象外です。)

※ ご不明な点がある方は、ソーシャルワーカー又は各市町村へご相談ください。

